

# 令和4年度 入札契約制度の変更について (お知らせ)

高槻市総務部契約検査課 TEL072-674-7502

水道部総務企画課 TEL072-674-7952

令和4年度の入札契約制度の主な変更点についてお知らせします。

## 1 最低制限価格の算定率を引き上げます

令和4年4月から、最低制限価格の算定率を引き上げます。土木関連工事及び建築・設備関連工事に係る最低制限価格の算定率を以下のとおり記載します。その他、土木機械設備工事、土木電気通信設備工事、下水道機械設備工事、下水道電気設備工事の各算定率は、市ホームページの「高槻市建設工事等における最低制限価格設定要領」（3月下旬公開）をご覧ください。

最低制限価格の算定率（工事）		
直接工事費の	<u>97%</u>	} 合計額
共通仮設費の	90%	
現場管理費の	90%	
一般管理費の	55%	

また、測量・建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格の算定率は、これまで一律70%でしたが、各業種に対応した国土交通省基準を適用する方式に改めます。土木関係建設コンサルタント業務に係る最低制限価格の算定率を以下のとおり記載します。その他、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務の各算定率は、市ホームページの「高槻市建設工事等における最低制限価格設定要領」（3月下旬公開）をご覧ください。

最低制限価格の算定率（コンサル）		
直接人件費の	<u>100%</u>	} 合計額
直接経費の	<u>100%</u>	
その他経費の	90%	
一般管理費等の	<u>48%</u>	

## 2 低入札価格調査制度（予定価格が1億5千万円以上の工事等に適用） における算定率を引き上げます

令和4年4月から、低入札価格調査制度における低入札価格調査基準価格及び失格基準価格の算定率を引き上げます。土木関連工事及び建築・設備関連工事の算定率を次のとおり記載します。その他、土木機械設備工事、土木電気通信設備工事、下水道機械設備工事、下水道電気設備工事の各算定率は、市ホームページの「高槻市低入札価格調査実施要綱」（3月下旬公開）をご覧ください。

低入札価格調査基準価格の算定率			
直接工事費の	<u>97%</u>	}	合計額
共通仮設費の	90%		
現場管理費の	90%		
一般管理費の	55%		

失格基準価格の算定率			
直接工事費の	<u>84%</u>	}	合計額
共通仮設費の	75%		
現場管理費の	75%		
一般管理費の	45%		

## 3 契約保証金の免除について

新型コロナウイルス感染症に係る事業者等への市独自の支援施策として、令和2年度から、市内に本店または営業所を置く中小企業及び個人事業者を対象に、契約の相手方に求めている契約保証金を免除する取扱いを実施してきましたが、令和4年度の契約についても特例事項として継続して実施します。

## 4 指名競争入札の見積期間を延長します

契約検査課及び水道部総務企画課が発注する指名競争入札案件については、指名通知を行った原則10日後を目安に入札を実施してきましたが、十分な見積期間を確保するため、令和4年4月以降の発注分から見積期間を従来より7日間（土日含む）延長します。

## 5 令和5年度から電子入札の適用範囲を拡大します（予告）

令和5年4月から、契約検査課が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託に係る入札案件の電子入札の適用範囲を、以下のとおり拡大する予定です。これにより、土木一式・建築一式・電気・舗装・造園の各工事については、全件が電子入札対象になりますので早めの準備をお願いします。なお、共同企業体での発注案件及び水道部発注案件については、従来どおり郵便入札とします。

区分	現在の対象案件	追加対象となる案件
土木一式工事 建築一式工事 電気工事 舗装工事 造園工事	制限付一般競争入札案件 (市内・準市内業者対象)	指名競争入札案件  制限付一般競争入札案件 (市外業者対象)
測量・建設コンサルタント等業務	制限付一般競争入札案件	指名競争入札案件

## その他のお知らせ

### 6 設計図書購入開始日を変更します

制限付一般競争入札対象案件については、金曜日に公告を行い、翌日の土曜日から設計図書を販売してきましたが、販売開始日を週明けの月曜日に変更します。

### 7 制限付一般競争入札の発注予定

公 告 日		
4月	1日(金)	8日(金)
	22日(金)	
5月	13日(金)	20日(金)
6月	3日(金)	
7月	1日(金)	15日(金)
	29日(金)	

公 告 日		
8月	19日(金)	
9月	2日(金)	16日(金)
10月	7日(金)	28日(金)
11月	11日(金)	
12月	23日(金)	

※公告日を変更・追加する場合は、市ホームページにてお知らせします。

公表時刻は午後5時を予定しています。市ホームページのメニュー「入札・契約」で公表するほか、契約検査課掲示板、本館1階行政資料コーナーでもお知らせします。

## 8 電子入札システムのシステム切替について（マルチウェブブラウザ対応）

電子入札システムは、現在、Internet Explorerでのシステムを利用していますが、Internet Explorerのサポートが終了するため、システムの切替作業を令和4年4月28日から5月9日までの間（切替期間）で行います。これにより、Internet Explorerでのシステムが利用できなくなりますので、この切替期間内に新システムを使用するための設定を行ってください。設定方法等、詳細については、高槻市もしくは大阪地域市町村共同利用電子入札システムのホームページをご覧ください。

## 9 手持ち工事数と申込みできる件数の制限

制限付一般競争入札に参加するには、下記の「手持ち工事数」と「申込み制限数」の両方の条件を満たす必要があります。

### (1) 手持ち工事の定義（契約検査課及び水道部総務企画課の発注工事のみ対象）

本年度の市内・準市内業者対象の一般競争入札で落札した案件で、完成検査が完了していないものを言います。

なお、契約手続中の案件、低入札価格調査中の案件、共同企業体の案件を含みます。

### (2) 手持ち工事数の制限（一般競争入札案件分のみ対象）

#### 【市内・準市内業者対象案件】

手持ち工事数の制限は、最高3件（準市内業者は1件）です。

※ 市外業者参加可能案件については、手持ち工事数及び申し込み件数の制限は適用しません。

### (3) 申込み件数の制限

同一公告日に発注する案件において、申込みできる件数は、手持ち工事数の制限と合わせて次の表のとおりです。なお、技術者が配置できる範囲に限ります。

#### 【同一公告日に申込みできる件数（市内・準市内業者対象工事）】

手持ち工事数	市内業者	準市内業者
なし	3件	1件
1件	2件	申込みできません
2件	1件	
3件	申込みできません	

※ 市内業者の第2希望登録業種については、最大で1件となります。

### (4) 留意事項

#### ① 「手持ち工事数」及び「申込みできる件数」の判断基準日は、開札日現在です。

（技術者の配置に係る判断基準日も開札日現在です。）

② 開札日と検査完了日が同一日の場合は手持ち工事となります。

③ 指名競争入札案件は、手持ち工事の対象となりません。

④ 共同企業体対象案件は、代表者と構成員、それぞれ1件とカウントします。

⑤ 令和4年度からの新規業者は、令和4年度の制限付一般競争入札に参加することはできません。